

変更届出に必要な書類一覧

変更の内容	路外駐車場 変更届	管理規程一 部 変更届	添付書類等
管理者の変更(名称変更を含む) ※代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所等の変更	-	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	○	△	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規定一部変更届も必要
規模、構造、設備の変更	○	-	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	○	○	
従業員数の変更	○	-	
駐車料金の変更	-	○	理由書及び指示されたもの
供用時間、供用契約、省令で定められた事項の変更	-	○	

※設置変更届は法第12条、管理規程一部変更届は法第13条の規定に基づきます。

※必要書類は添付書類を含め2通(出入口変更の場合は3通)提出してください。